

埼玉東萌短期大学 公的研究費不正防止計画

埼玉東萌短期大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学省 令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、次のとおり公的研究費における不正防止計画を策定する。

① 機関内の責任体系の明確化

不正の発生する要因	考えられる不正、不適切な状態	策定方針	不正防止計画及び実施状況
運営・管理上の責任体系が不明確	運営・管理責任が不明確になり、個人的な判断等によりルールに基づく公平性、統一性が確保された運営ができず、事案ごとに異なる解釈により運営される可能性がある。	①責任体系の明確化 ②監事に求められる役割の明確化	公的研究費における学内の責任者を次のとおり定め、関連する諸規程等とともに公表する。 最高管理責任者（理事長） 統括管理責任者（法人本部長） 統括管理副責任者（学長） 部局責任者（事務局長） コンプライアンス最高責任者（理事長） コンプライアンス統括責任者（法人本部長） コンプライアンス推進責任者 （学長、法人本部事務長、法人事務局総務経理課長） 監事は、不正防止に関する内部統制の整備、運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

② 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正の発生する要因	考えられる不正、不適切な状態	策定方針	不正防止計画及び実施状況
規程の不整備	運営・管理基準が曖昧になり、適正な運営、判断ができない。	①規程の整備によるルールの明確化、統一化 ②職務権限の明確化 ③コンプライアンス教育、啓発活動の実施 ④告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	次の規程を整備し、公的研究費の管理運営に関わる全ての教職員に周知する。 「学校法人小池学園研究倫理規程」 「学校法人小池学園研究活動の不正行為に関する取扱規程」 「埼玉東萌短期大学公的研究費取扱規程」 「埼玉東萌短期大学公的研究費不正取扱防止規程」 「学校法人小池学園研究倫理公正委員会規程」 「学校法人小池学園コンプライアンス推進規程」 「学校法人小池学園公益通報等に関する規程」 「学校法人小池学園内部監査規程」を制定、施行。 全教職員を対象としたコンプライアンス教育、啓発のための研修を実施し関係者の意識向上を図る。
コンプライアンス窓口の不整備	コンプライアンス違反行為の助長	①コンプライアンス窓口の設置 ②コンプライアンス委員会の設置 ③告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	コンプライアンス窓口（法人本部）の設置。 コンプライアンス委員会の設置。 諸規程に基づき、組織的にコンプライアンスの推進を実施する。
通報窓口の不整備	公的研究費の不正使用	①通報窓口の設置 ②告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	通報窓口（法人事務局）の設置。 公的研究費に係る不正使用等に関する通報及び情報提供を受け付け、相談に迅速かつ適切に対応する。

公的研究費の不正防止行為に対する調査、審査機関の未設置	公的研究費の不正使用	①研究倫理公正委員会の設置 ②告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	研究倫理公正委員会の設置。(法人本部長、事務局長等) 公的研究費に係る不正使用等に関する調査、審査の実施。
公的資金という意識及び職業倫理の欠如	公的研究費の不正使用	①コンプライアンス研修の実施 ②関係者の意識向上	全教職員を対象にコンプライアンス研修を実施。出席を義務化し、複数回開催することで、出席機会に柔軟性を確保する。

③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施

不正の発生する要因	考えられる不正、不適切な状態	策定方針	不正防止計画及び実施状況
不正防止計画の未策定	公的研究費の不正使用	①不正を発生させる要因の把握 ②不正防止計画の策定、実施	不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定、実施し、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。また必要に応じて、不正防止計画の見直しを行う。

④ 研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	考えられる不正、不適切な状態	策定方針	不正防止計画及び実施状況
研究費の支出が年度末に集中する。	適切な研究計画の進行について、信頼性が確保されない。	①予算執行管理の徹底	予算執行状況を把握し、実態とあったものになっているか確認する。計画の遂行が遅れている場合、研究計画の遂行に問題がないか確認し、必要に応じて改善策を講じる。
業者と構成員の関係が緊密な状況	業者との癒着、不正取引、不正行為	①不正な取引の防止	不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め周知している。また、一定の取引実績や機関におけるリスク要因、実効性等を考慮したうえで誓約書の提出を求める。

⑤ 情報発信・共有化の推進

不正の発生する要因	考えられる不正、不適切な状態	策定方針	不正防止計画及び実施状況
相談窓口の不整備	ルールの理解不足等により、公的研究費の適切な執行ができない。	①相談窓口の設置	法人事務局（総務経理課）に相談窓口を設置。 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用ルール等の学内外からの相談に迅速かつ適切な対応を実施。
競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等の周知が不十分な状況	公的研究費の不正使用	①競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表	公的研究費の不正への取組および方針を外部に公表する。

⑥ モニタリングの在り方

不正の発生する要因	考えられる不正、不適切な状態	策定方針	不正防止計画及び実施状況
適切なモニタリングの未実施	必要な不正発生のリスクの抑制効果が得られない。	①モニタリング体制の整備、実施	重点的、機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実、向上を図る。 監事、会計監査人、内部監査班による三様監査を年2回以上実施し連携を図る。